

令和4年度  
武蔵村山市第四次地球温暖化対策実行計画  
取組結果報告書



武蔵村山市



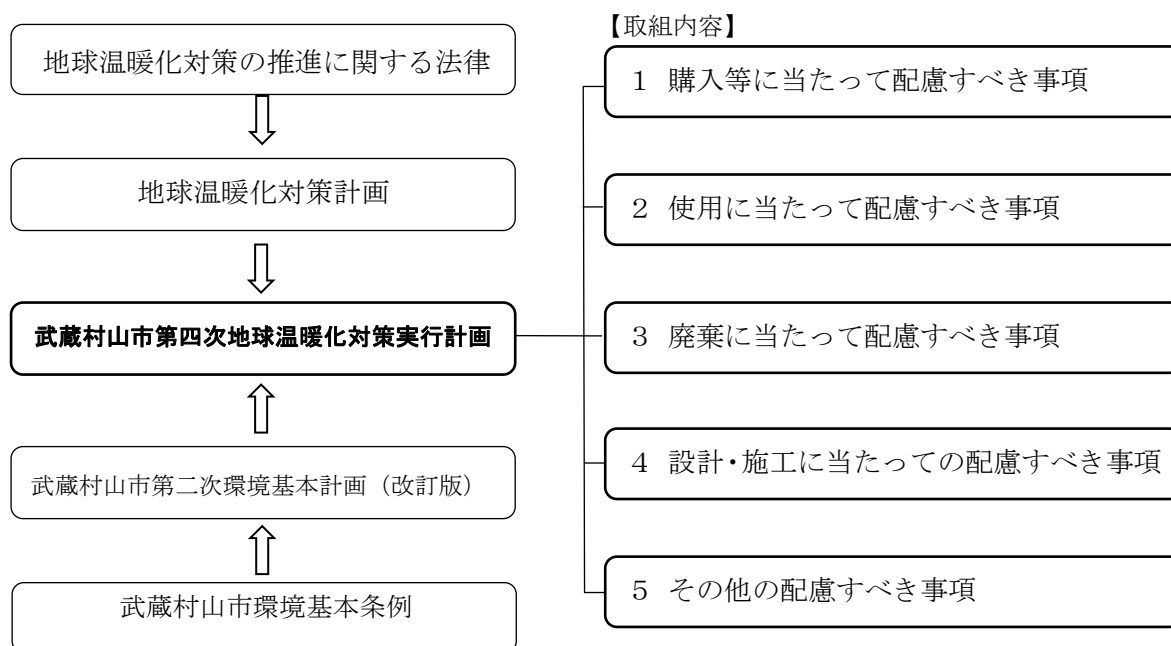
## 武蔵村山市第四次地球温暖化対策実行計画とは

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づき、令和4年3月に策定したもので、温室効果ガスの排出量を削減するため、地球温暖化に対する職員の意識の高揚を図り、本市の事務事業における地球温暖化防止対策を引き続き進めていくものである。

**計画期間** 令和4年度から令和8年度までの5年間

**目 標** 全職員が武蔵村山市第四次地球温暖化対策実行計画(以下「実行計画」という。)の取組内容を推進し、温室効果ガスの排出量及び燃料等使用量を令和2年度と比較し、令和8年度までに全項目において20%以上削減を目標としている。

### 取組内容



計画の取組内容

温室効果ガス排出削減等のために配慮すべき事項

市の各課を対象に地球温暖化に対する職員の行動・意識について配慮すべき事項を定めた。



(1) 購入等に当たって配慮すべき事項

用紙類
<ul style="list-style-type: none"> <li>●再生紙の利用に努めること。</li> <li>●印刷物発注の際は再生紙の利用に努めること。</li> <li>●トイレットペーパー等は再生紙が使用されている製品とすること。</li> </ul>
電気製品
<ul style="list-style-type: none"> <li>●省エネ効率の高い機器とする。</li> <li>●必要最低限度の機能を有する機器とすること。</li> <li>●適切な機器の台数とすること。</li> <li>●省エネ効率の高い自動販売機とすること。</li> </ul>
公用車
<ul style="list-style-type: none"> <li>●公用車の更新の際に、ZEV※の導入を推進すること。</li> </ul>
文具・事務機器等
<ul style="list-style-type: none"> <li>●ノート、ファイル等は再生紙が使用されている製品とすること。</li> <li>●ボールペン等は詰め替えや補充等が出来る製品とすること。</li> <li>●再生しにくいコーティング紙等を控えること。</li> <li>●間伐材、未利用繊維等から作られた製品とすること。</li> <li>●廃プラスチックから作られた製品とすること。</li> <li>●その他紙以外の再生された製品とすること。</li> </ul>
容器・包装材
<ul style="list-style-type: none"> <li>●簡易包装された製品とすること。</li> <li>●詰め替え可能な製品とすること。</li> <li>●リターナブル容器の製品とすること。</li> <li>●リサイクルできる容器包装材とすること。</li> </ul>

その他
<ul style="list-style-type: none"> <li>●環境ラベリング製品※とすること。</li> <li>●グリーン購入を推進すること。</li> </ul>

※ ZEVとは、Zero Emission Vehicle（ゼロエミッションビークル）の略称で、走行時に二酸化炭素等の排出ガスを出さない電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）のことを差します。

※ 環境ラベリング製品とは、環境に配慮した製品であることを文言やマークで記したものです。また、グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。



(2) 使用に当たって配慮すべき事項

用紙類
<ul style="list-style-type: none"> <li>●両面コピー、両面印刷すること。</li> <li>●使用済み用紙、使用済み封筒を再利用すること。</li> <li>●電子掲示板やメールを活用し、ペーパーレスを推進すること。</li> <li>●文書は可能な限り回覧すること。</li> <li>●資料、印刷物等を作成するときは、ページ数や部数を必要最小限とすること。</li> <li>●ペーパーレス会議を推進すること。</li> </ul>
水
<ul style="list-style-type: none"> <li>●水道水圧を調整すること。</li> <li>●日常的な節水をすること。</li> <li>●水漏れ点検をすること。</li> <li>●公用車の洗車をする際に節水すること。</li> </ul>
エネルギー（電気・燃料）
<ul style="list-style-type: none"> <li>●始業前、昼休み、残業時は、不要な照明を消灯すること。</li> <li>●トイレ等未使用時には、照明を消灯すること。</li> <li>●事務の効率化を図り、残業を減らすこと。</li> <li>●OA機器を一定時間使用しないときには、電源を切ること。</li> <li>●省エネ・節電モードを活用すること。</li> <li>●冷暖房温度を適正な設定（室温が夏28℃・冬20℃）にすること。</li> <li>●冷暖房時には、ブラインドやカーテンを活用し空調効率を高めること。</li> <li>●冷暖房時の換気は適切に行うこと。</li> </ul>

- エレベーターの使用を控え、階段を利用すること。
- 自然光を活用し、照明の利用を減らすこと。
- 自動販売機の省エネ対策をすること。
- 夏季及び冬季において、快適に過ごせるようにそれぞれクールビズ、ウォームビズを実施すること。

公用車

- アイドリングストップを徹底すること。
- 加減速の少ない運転に努めること。
- タイヤの空気圧調整等の車両整備を適正に実施すること。
- 不要な荷物等は積載しないこと。
- 過度なエアコンの使用をしないこと。
- ZEVを優先的に利用すること。
- 公共交通機関を優先的に利用すること。
- 相乗りの励行をすること。
- 短距離の移動手段には自転車を利用すること。



(3) 廃棄に当たって配慮すべき事項

資源化、リサイクル

- リフューズ（ごみになるものは買わない・断る）、リデュース（ごみを減らす）、リユース（一度使ったものは捨てずに再利用する）、リサイクル（資源として再利用する）の優先順位に沿って廃棄物を減量すること。
- 生ゴミは、しっかりと水分を切ってから出すこと。
- プリンターのトナーカートリッジを回収してもらうこと。

その他

- フロンガス使用製品を適正に処理すること。



(4) 設計・施工に当たっての配慮すべき事項

緑化等
<ul style="list-style-type: none"> <li>●施設更新の際は、屋上や壁面の緑化をすること。</li> <li>●都市公園等の整備を通じ、緑化をすること。</li> <li>●公共・公益施設における緑化をすること。</li> <li>●歩行者・自転車道の整備を通じ、緑化をすること。</li> <li>●街路樹を適正に整備すること。</li> <li>●既存公園を適切に維持管理すること。</li> <li>●保存樹木、保存樹林を保全すること。</li> <li>●狭山丘陵や市街地における樹林地等を保全すること。</li> </ul>
省エネルギー
<ul style="list-style-type: none"> <li>●新規施設には、省エネルギー機器を導入すること。</li> <li>●節水器具を導入すること。</li> <li>●公共施設の照明器具を、順次LED照明など省エネルギー型に転換すること。</li> <li>●建物のZEB化※を検討すること。</li> </ul>
再生可能エネルギーの拡大
<ul style="list-style-type: none"> <li>●新規施設には、再生可能エネルギー機器の導入を検討すること。</li> <li>●公共施設で使用する電力の再生可能エネルギーへの転換促進を行うこと。</li> <li>●太陽光発電等の自然エネルギーを利用する設備を導入すること。</li> </ul>
水利用の合理化
<ul style="list-style-type: none"> <li>●雨水貯蔵施設を設置し、雨水利用すること。</li> <li>●雨水の地下浸透（透水性舗装、浸透枮等）をさせること。</li> </ul>

※ ZEBとは、Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、「ゼブ」と呼びます。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。



(5) その他の配慮すべき事項

職員の啓発
<ul style="list-style-type: none"><li>●省エネ・省資源に係る啓発の呼びかけを行い、職員の意識を高めること。</li><li>●マイボトルの活用を推進すること。</li></ul>
環境情報の活用
<ul style="list-style-type: none"><li>●公的機関や事業者自らが発信する製品への環境ラベル表示、製品カタログ、インターネットサイト等の情報を利用すること。</li></ul>



# 1 温室効果ガス排出量

温室効果ガス排出量は、燃料等の使用量等に基づき、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素及びハイドロフルオロカーボンの4物質の排出係数を乗じて算出した基礎数値に地球温暖化係数を乗じ二酸化炭素の重量に換算して算出している。

温室効果ガス排出量は表-1のとおりで、令和2年度の基準値に比べて令和4年度は0.19%増加した。

また、表-1の令和4年度の数値は、表-2から表-5までの合計である。

表-1 温室効果ガス排出量

(単位：kg-CO<sub>2</sub>/年)

令和2年度 (基準値)	令和4年度 (実績値)	増減 (対基準値)	増減率(%) (対基準値)	令和8年度 (目標値)	達成状況 (%)
4,233,496.38	4,241,357.47	7,861.09	0.19	3,383,975.00	80

※ 達成状況は目標値に対して実績値を達成率で表記している。

## 温室効果ガス排出量の内訳

表-2 燃料等の使用に伴うCO<sub>2</sub>換算排出量

燃料	単位	使用量	排出係数	温暖化係数	CO <sub>2</sub> 換算排出量 (kg-CO <sub>2</sub> /年)	排出割合(%)
ガソリン	ℓ	24,163.88	2.32	1	56,060.20	1.32
灯油	ℓ	218,309.00	2.49		543,589.41	12.82
軽油	ℓ	2,285.78	2.58		5,897.31	0.14
A重油	ℓ	119,662.00	2.71		324,284.02	7.65
液化石油ガス(LPG) ※1	kg	14,491.36	3.00		43,474.09	1.03
都市ガス	m <sup>3</sup>	396,224.00	2.23		883,579.52	20.85
電気 ※2	kwh	6,002,674.00	0.342~0.457		2,381,658.11	56.19
合計						4,238,542.67

※1 液化石油ガス(LPG)については、容積比を重量比に換算する必要があるため1m<sup>3</sup>に対し2,074.7kgを乗じている。

※2 電気の排出係数は公共施設ごとに契約している電気事業者のものを使用している。

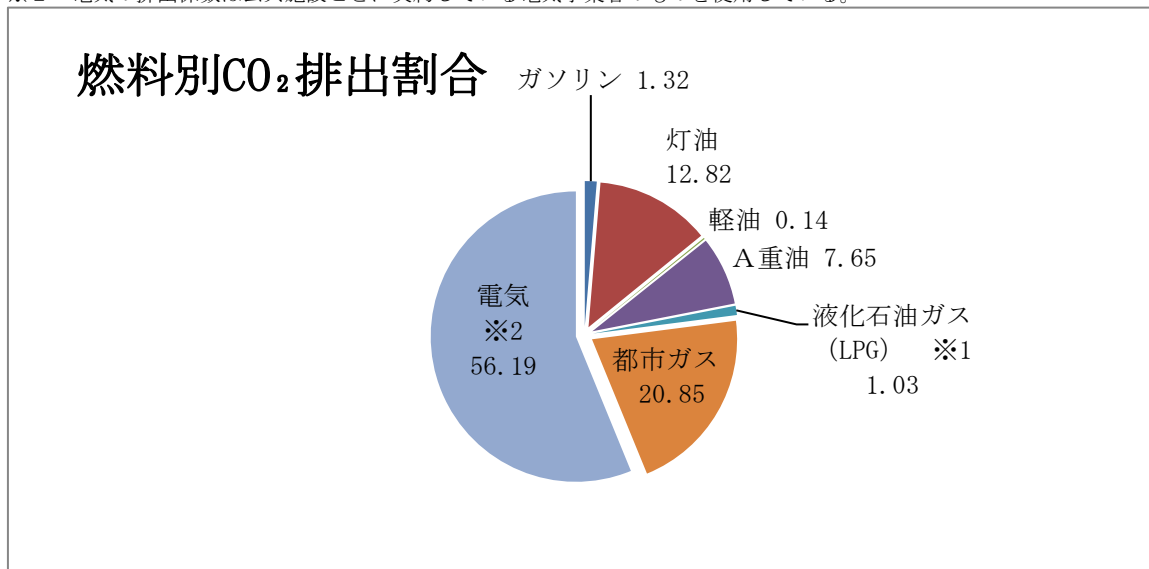


表-3 公用車の走行に伴うメタンのCO<sub>2</sub>換算排出量

車 種		台数	走行距離 (km)	排出係数	温暖化係数	CO <sub>2</sub> 換算排出量 (kg-CO <sub>2</sub> /年)
ガソリン	普通・小型乗用車	11	54,209	0.000010	25	13.55
	軽乗用車	10	33,308	0.000010		8.33
	小型貨物車	9	25,515	0.000015		9.57
	軽貨物車	35	86,659	0.000011		23.83
	ハイブリッド車	7	26,061	0.0000025		1.63
	プラグインハイブリッド車	1	2,001	0.0000025		0.13
	特殊用途車	1	470	0.000035		0.41
	小計	74	228,223			57.45
軽油	小型貨物車	4	14,786	0.0000076		2.81
電気	普通・小型乗用車	6	20,306			
	軽貨物車	1	2,784			
	小計	7	23,090			
合 計		85	266,099			60.26

表-4 公用車の走行に伴う一酸化二窒素のCO<sub>2</sub>換算排出量

車 種		台数	走行距離 (km)	排出係数	温暖化係数	CO <sub>2</sub> 換算排出量 (kg-CO <sub>2</sub> /年)
ガソリン	普通・小型乗用車	11	54,209	0.000029	298	468.47
	軽乗用車	10	33,308	0.000022		218.37
	小型貨物車	9	25,515	0.000026		197.69
	軽貨物車	35	86,659	0.000022		568.14
	ハイブリッド車	7	26,061	0.000005		38.83
	プラグインハイブリッド車	1	2,001	0.000005		2.98
	特殊用途車	1	470	0.000035		4.90
	小計	74	228,223			1,499.38
軽油	小型貨物車	4	14,786	0.000009		39.66
電気	普通・小型乗用車	6	20,306			
	軽貨物車	1	2,784			
	小計	7	23,090			
合 計		85	266,099			1,539.04

表-5 エアコン搭載の公用車の保有台数に伴うハイドロフルオロカーボンの  
CO<sub>2</sub>換算排出量

公用車台数	排出係数	温暖化係数	CO <sub>2</sub> 換算排出量 (kg-CO <sub>2</sub> /年)
85 台	0.01	1,430	1,215.50

※ 公用車台数については、令和5年3月末現在の保有台数としている。

## 2 燃料等使用量

### (1) 燃料等使用量

令和4年度の燃料等別使用量、基準年度と比較した増減、主な要因等は、表-6のとおりである。A重油は2.36%、液化石油ガス(LPG)は27.77%減少した。

なお、ガソリンは11.58%、灯油は18.26%、軽油は19.03%、都市ガスは0.83%、電気は11.82%増加した。

表-6 燃料等の使用量の実績及び削減目標の達成状況

燃料	令和2年度 (基準値)	令和4年度 (実績値)	増減 (対基準値)	増減率(%) (対基準値)	令和8年度 (目標値)	達成率 (%)
ガソリン (単位:ℓ)	21,656.38	24,163.88	2,507.50	11.58	17,325.10	72
	主な要因	新型コロナウイルス感染症対策により、基準年度は行事や出張で外出する機会などが減り使用量が少なかったが、令和4年度は新型コロナウイルス感染症対策の緩和から、外出機会等も増加したことが使用量増加の要因と考えられる。				
灯油 (単位:ℓ)	184,606.00	218,309.00	33,703.00	18.26	147,684.80	68
	主な要因	基準年度は村山温泉かたくりの湯が3か月間ほど休館しており、その後も時間を短縮し営業していた。令和4年度は新型コロナウイルス感染症対策も緩和され、施設運営時間等も通常の運営に戻ったことで使用量が増加したと考えられる。				
軽油 (単位:ℓ)	1,920.32	2,285.78	365.46	19.03	1,536.25	67
	主な要因	軽油車の給油量が増加したことによる。				
A重油 (単位:ℓ)	122,560.00	119,662.00	△2,898.00	△2.36	98,048.00	82
	主な要因	小・中学校の暖房設備で使用しているボイラーについて、各教室に設置されているエアコンの暖房機能を使用し、ボイラーを使用しないこともあり、使用量が減少したと考えられる。				
液化石油ガス (LPG) (単位:m³)	9,670.30	6,984.80	△2,685.50	△27.77	7,736.24	111
	主な要因	小・中学校の給湯器の使用頻度が減少したこと及びつきみき保育園が令和4年度から民設民営化されたことにより、集計から除外したことが減少要因と考えられる。				
都市ガス (単位:m³)	392,949.10	396,224.00	3,274.90	0.83	314,359.28	79
	主な要因	地区会館等について、基準年度は新型コロナウイルス感染症対策で利用者が減少していたのに対し、令和4年度は公共施設も通常の運営となり、利用者数の増加等により使用量が増加したと考えられる。				
電気 (単位:kwh)	5,368,167.00	6,002,674.00	634,507.00	11.82	4,294,533.60	72
	主な要因	小・中学校や地区会館等について基準年度に休業や休館などにより使用量が低くなっていたのに対し、令和4年度は通常の運営となり使用量が大幅に増加したものと考えられる。また、近年の猛暑による冷房使用量増加も要因と考えられる。				
総使用量	6,101,529.10	6,770,303.46	668,774.36	10.96	4,881,223.27	72

※ 達成率は目標値に対する実績値の達成率状況を表している。

(2) 公用車の燃料等使用量及び走行距離の実績

令和4年度の公用車の燃料使用量及び走行距離の実績は、表-7のとおりである。

走行距離を基準年度と比較すると、ガソリン車は17.95%、電気自動車は21.44%増加している。

軽油車については、走行距離は2.07%減少しているが、燃料使用量は19.03%増加している。

表-7 公用車の燃料使用量及び走行距離の実績

車種	単位	令和2年度 (基準値)	令和4年度 (実績値)	増減 (対基準値)	増減率(%) (対基準値)	
ガソリン	普通・ 小型乗用車	ℓ	5,705.92	6,676.44	970.52	17.01
		k m	44,459	54,209	9,750	21.93
		台	13	11	△ 2	△ 15.38
	軽乗用車	ℓ	2,696.80	2,706.70	9.90	0.37
		k m	31,178	33,308	2,130	6.83
		台	11	10	△ 1	△ 9.09
	小型貨物車	ℓ	4,174.27	4,460.99	286.72	6.87
		k m	24,228	25,515	1,287	5.31
		台	9	9	0	0.00
	軽貨物車	ℓ	7,989.34	8,187.97	198.63	2.49
		k m	79,456	86,659	7,203	9.07
		台	37	35	△ 2	△ 5.41
	特殊用途車	ℓ	92.00	182.93	90.93	98.84
		k m	408	470	62	15.20
		台	1	1	0	0.00
	ハイブリッド車	ℓ	998.05	1,916.41	918.36	92.02
		k m	13,759	26,061	12,302	89.41
		台	6	7	1	16.67
	ハイブリッドイン プラグイン 車	ℓ	0	32.44	32.44	皆増
		k m	0	2,001	2,001	皆増
		台	0	1	1	皆増
小計	ℓ	21,656.38	24,163.88	2,507.50	11.58	
	k m	193,488	228,223	34,735	17.95	
	台	77	74	△ 3	△ 3.90	

車種	単位	令和2年度 (基準値)	令和4年度 (実績値)	増減 (対基準値)	増減率 (%) (対基準値)	
軽油	ℓ	1,920.32	2,285.78	365.46	19.03	
	k m	15,099	14,786	△ 313	△ 2.07	
	台	4	4	0	0.00	
電気※	普通・ 小型乗用車	kwh	-	-	-	-
		k m	17,065	20,306	3,241	18.99
		台	6	6	0	0.00
	軽貨物車	kwh	-	-	-	-
		k m	1,949	2,784	835	42.84
		台	1	1	0	0.00
	小計	kwh	-	-	-	-
		k m	19,014	23,090	4,076	21.44
		台	7	7	0	0.00
合計	ℓ	23576.70	26,449.66	2,872.96	12.19	
	kwh	-	-	-	-	
	k m	227,601	266,099	38,498	16.91	
	台	88	85	△ 3	△ 3.41	

※ 電気自動車の電気使用量は、庁舎の電気使用量に含まれている。

なお、電気自動車の走行距離に関する目標値については定めていないが、走行距離については合計に含む。

### (3) 省資源の目標と実績

省資源の目標と実績は、表－8のとおりである。

複写機用紙の使用量については基準年度と比較して2.71%減少した。

水道使用量については基準年度と比較して26.39%増加した。

表－8 省資源の実績及び削減目標の達成状況

種類	令和2年度 (基準値)	令和4年度 (実績値)	増減 (対基準値)	増減率 (%) (対基準値)	令和8年度 (目標値)	達成状況 (%)
複写機用紙 使用量 (単位：枚)	15,020,318	14,613,897	△ 406,421	△ 2.71	13,518,286	93
水道使用量 (単位：m <sup>3</sup> )	108,255.50	136,819.40	28,563.90	26.39	97,430.00	71

※ 達成率は目標値に対する実績値の達成率状況を表している。

### 3 評価・分析

令和4年度からの実績については、第四次地球温暖化対策実行計画（計画期間：令和4年度～令和8年度）に基づき、令和4年度に実施された本市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の点検及び評価を実施するものである。

本計画では、本市の事務事業に伴い発生する温室効果ガスの総排出量の削減目標を計画期間満了年度である令和8年度には、年度当たりの総排出量を3,383,975kg-CO<sub>2</sub>にすることを目標としている。

#### 《総排出量について》

令和4年度の本市の事務事業に伴う温室効果ガスの総排出量は4,241,357.47kg-CO<sub>2</sub>で、令和2年度の総排出量4,233,496.38kg-CO<sub>2</sub>と比較して7,861.09kg-CO<sub>2</sub>（0.19%）の増加となった。排出量増加の主な原因は、新型コロナウイルス感染症対策の緩和により、小・中学校や地区会館等が令和4年度は、通常の運営となったこと、また、近年の猛暑のため冷房使用量が増加したことにより、電気の使用量が増加したことと考えられる。

#### 《項目別排出量について》

項目別にみると、液化石油ガス（LPG）は目標を達成したが、その他のガソリン、灯油、軽油、A重油、都市ガス及び電気については目標を達成できなかった。

使用量の対基準年度の増減率でみると、ガソリンは11.58%、灯油は18.26%、軽油は19.03%、都市ガスは0.83%、電気は11.82%増加し、A重油は2.36%、液化石油ガス（LPG）は27.77%減少となっている。

増加した燃料のうち、ガソリンは基準年度と比較し外出する機会が増加したこと、灯油は村山温泉かたくりの湯が、基準年度に3か月間ほど休館し、その後も時間を短縮し営業していたが、令和4年度は通常の運営となったことが使用量増加の原因と考えられる。軽油は、軽油車の給油量が増加したことから燃料使用量のみ増加した。都市ガス及び電気は、基準年度に小・中学校や地区会館等について、休業や休館を行ったことで使用量が減少していたが、令和4年度は通常の運営となり利用者数の増加等で使用量が上がったこと、また、近年の猛暑による冷房使用量の増加も主な要因と考えられる。

減少した燃料については、A重油は小・中学校の暖房使用時にボイラーを使用せず、各教室に設置されているエアコンを使用したことによるもの、液化石油ガス（LPG）は、小・中学校の給湯器の使用頻度が減少したこと及びつみき保育園が、令和4年度から民設民営化されたことにより、集計から除外したことが減少した要因と考えられる。

なお、A重油については対基準年度比較では減少しているが、目標の20%以上削減には達していない。

次に、複写機用紙については、基準年度と比較し2.71%の減少となっている。これは各組織における紙の両面使用の徹底やペーパーレス会議等の活用によるものである。今後も両面コピー及び両面印刷の徹底、個人情報等に配慮したうえでの片面使用済用紙の積極的な再利用、電子掲示板及びメールの活用によるペーパーレス化の推進、再生紙の使用等の創意工夫に努めていきたい。

次に、水道使用量については、基準年度と比較し、26.39%の増加となっている。基準年度に村山温泉かたくりの湯が、3か月ほど休館しており、その後も時間を短縮して営業していたが、令和4年度は通常の運営となったことで、利用者が増加したことに伴い、使用量も増加したと考えられる。また、基準年度に小・中学校でプールの授業を行わなかったのに対し、令和4年度は通常授業となったことも使用量が増加した要因と考えられる。今後も各施設において、水圧の調整、水漏れの点検等により日頃から節水する必要がある。

《今後の取組について》

令和4年度の本市の事務事業における温室効果ガスの排出量は、令和2年度の基準値と比較すると増加しており、第四次計画の目標である令和8年度までに令和2年度比20%以上削減を実現するには、今後毎年約5%ずつ削減する必要がある。

目標達成に向けて、市公共施設等のLED化や、庁用車における電気自動車の導入、太陽光発電設備の設置、新エネルギー利用機器等設置費用の補助などの温室効果ガス排出量抑制等に取り組んでいく。

また、小平・村山・大和衛生組合で現在新設中の新ごみ焼却施設において、焼却時に発生する熱を利用した熱エネルギーによる発電設備が令和7年10月から開始される予定であるが、本市において、このエネルギーの利用を検討しているところである。

本市は令和4年度よりゼロカーボンシティ宣言を行っており、令和6年度には地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定予定である。今後も更なる温室効果ガス抑制のため、職員一人一人が環境に対する高い意識を持ち取り組む必要がある。身近でできる取組として、空調設備の効率的利用や不要な照明の消灯、ペーパーレス会議の活用、公共交通機関の利用、低公害車・電気自動車の優先的利用、エコドライブの徹底等を取り組み、削減に向けて、省エネ・省資源を推進していくことで、地球温暖化対策を実施していく。



令和4年度

武蔵村山市第四次地球温暖化対策実行計画取組結果報告書

発行年月／令和6年1月

発行／武蔵村山市

編集／武蔵村山市環境部環境課

〒208-8501

東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1

TEL 042(565)1111(代表)